

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	岩手県知事指定 第1号
指定の有効期間	令和2年3月27日から令和7年3月26日
機関の名称	一般財団法人 岩手県建築住宅センター
主たる事務所の住所	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 電話番号 019 (623) 4420
代表者氏名	理事長 渡 邊 健 治
業務区域	岩手県全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第15条第1号, 第2号, 第9号, 第10号, 第13号及び第14号
取り扱う建築物等	(1) 法第6条第1項第1号に掲げる建築物のうち、木造建築物で階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下のもの（高さ13m若しくは軒の高さが9mを超えるものは除く。）及び木造以外の建築物で階数が1かつ延べ面積が200㎡以下のもの (2) 法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち、法第68条の10第1項の規程による型式適合認定（主要構造部の型式適合認定に限る。）を受けた一戸建て住宅、兼用住宅及び長屋で階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下のもの (3) 法第6条第1項第4号に掲げる建築物 (4) 第1号及び第2号に規定する建築物に設ける建築設備のうち法第87条の4に掲げる昇降機 (5) 法施行令第138条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる工作物
実施する業務の態様	建築確認及び完了検査